

議会事務局  
令和4年10月14日

## 武蔵村山市議会の個人情報の保護に関する条例（案）の概要について

### 1 条例制定の背景と必要性

令和3年5月に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の三本の法律が一本に統合されるとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールが規定され、その所管が個人情報保護委員会に一元化されることとなりました。

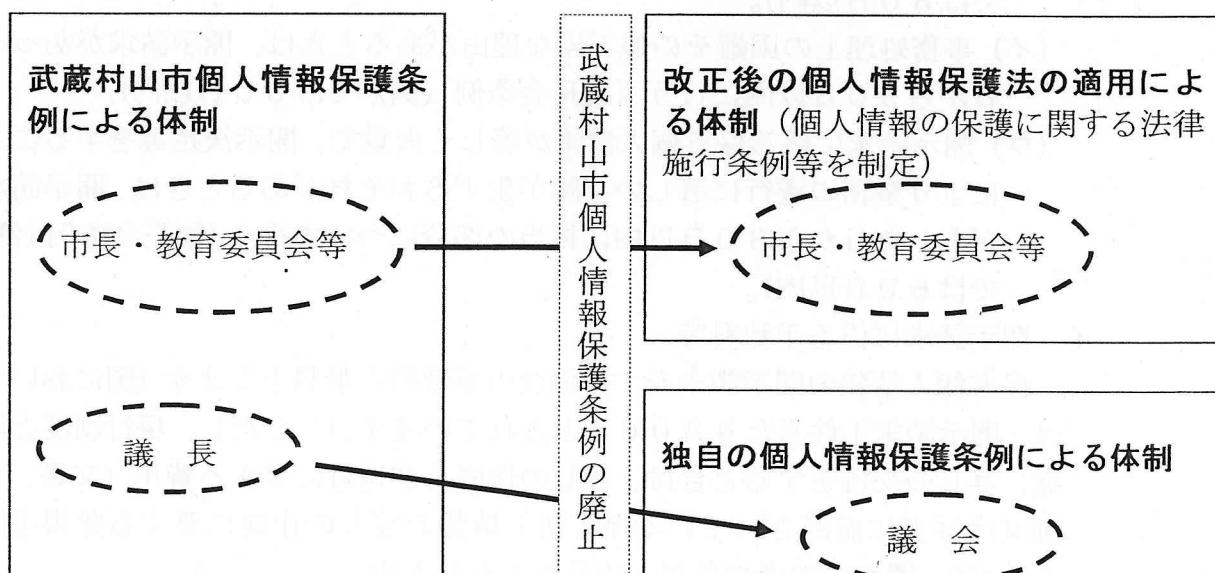
これにより、各地方公共団体には、改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）の規定による共通ルールが直接適用されることとなります。議会は共通ルールの適用対象から除かれていることから、同法の施行期日である令和5年4月1日までに議会独自の個人情報の保護のための制度を策定する必要があります。

このため、「武蔵村山市議会の個人情報の保護に関する条例」を新たに制定するものです。

### 【本市の個人情報保護の体制】

(現行の体制)

(令和5年4月1日以降の体制)



### 2 条例（案）の概要について

改正後の個人情報保護法では、原則として、議会は適用除外となっていますが、

「国の施策との整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じて、…個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する」(第5条)等の責務を有することとされています。

このことを踏まえ、改正後の個人情報保護法の第5章の規定を参考に、全国市議会議長会では、「○○市議会の個人情報の保護に関する条例（例）」（以下「議長会条例（例）」という。）を作成していますが、本市議会においても議長会条例（例）に基づいて、条例（案）を策定するものとします。

条例（案）の基本的な考え方は、次のとおりです。（別紙1を併せて参照）

- (1) 改正後の個人情報保護法との整合性を勘案し、基本的には新個人情報保護法の「第5章 行政機関の義務等」の各条に対応するよう規定（個人情報保護法が直接適用される執行部側と適用されない議会側の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止などの手続きや個人情報の取扱いに差異が生じることを避けるため。）
- (2) 条例を適用する個人情報の範囲は、基本的には議会事務局が保有する個人情報を想定（各議員が取得する個人情報は想定していない。）
- (3) 機関として負うべき義務を課す場合は「議会」、個人情報保護に係る開示や訂正など具体的な手続きや処分等を行う場合の権限行使の主体としては「議長」を規定。なお、条例の実施について必要な事項は議長が別に規程を定める。
- (4) そのほか、「（仮称）武藏村山市個人情報の保護に関する法律施行条例（骨子案）」に基づき、次の事項を条例案に規定。

#### ア 開示決定等の期限に関する特例

保有個人情報の開示請求があった場合に議長が行う開示決定等の期限について、議長会条例（例）で定める期限を次のように短縮

- (ア) 通常、開示請求があつた日から14日以内に行う（議長会条例（例）では30日以内）。
- (イ) 事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、開示請求があつた日から30日以内に行う（議長会条例（例）では60日以内）。
- (ウ) 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量で、開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるときは、開示請求があつた日から30日以内に相当の部分について行う（議長会条例（例）では60日以内）。

#### イ 開示請求に係る手数料等

保有個人情報の開示請求をする場合の手数料を無料とします（国においては、開示請求1件当たり300円とされています。）。ただし、現行制度と同様、写しの交付をするときは、写しの作成及び送付に要する費用（文書、図画又は写真に記録されている保有個人情報の写しの作成に要する費用を除く。）は、開示請求者の負担とすることとします。

#### ウ 苦情の申出に対する措置

議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する

苦情の申出があった場合は、必要に応じ武蔵村山市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いた上、苦情の適切かつ迅速な処理に努めることとします。

- 3 全国市議会議長会における個人情報保護審査会及び個人情報保護審議会の考え方  
ア 議長会条例（例）では、個人情報保護審査会及び個人情報保護審議会にかかる規定は次のようになっています。

（審査会への諮問）

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、〇〇条例（〇〇年〇〇条例第〇〇号）第〇〇条に規定する〇〇個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

（審議会への諮問）

第50条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、〇〇条例（〇〇年〇〇条例第〇〇号）第〇〇条に規定する〇〇個人情報保護審議会に諮問することができます。

イ また、全国市議会議長会の「〇〇市議会の個人情報の保護に関する条例（例）Q&A（改訂版）（令和4年8月1日）」には、次のように記載されています。

32 条例（例）第45条に規定される個人情報保護審査会の設置はどのように考えるか。また、条例（例）第50条に規定される個人情報保護審議会の設置はどうか。

（答） 審査会については、①議会に個人情報保護審査会を置く、②執行機関の附属機関である個人情報保護審査会に諮問する、③行政不服審査会に諮問することが考えられます。

本条例（例）では、従来の条例で多数であった②を想定した規定としたものですが、この場合、議長が行った行政処分への審査請求に関して執行機関の附属機関に諮問することについて、執行機関側の条例に規定が必要となります。

なお、①を採用する場合、地方自治法上、議会には附属機関は設置できないと解されていることについての整理が必要となります。

審議会についても①議会に審議会を置く、②執行機関の附属機関である審議会に諮問する方法が考えられ、審査会と同様な整理が必要となります。

また、審査会機能と審議会機能を兼ねた附属機関を設置することも考えられます。

- 4 武蔵村山市議会の個人情報の保護に関する条例（案）  
別紙（別紙2）のとおり

